

# 令和6年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会

令和6年11月14日  
防府市クリーンセンター

# **(1) 防府市の廃棄物処理に関する費用について**

## **1-1 ごみ処理経費について**

## <算定方法>

今回のごみ処理経費の算定にあたっては、毎年国が実施している一般廃棄物処理事業実態調査の数値を用いています。また、環境省が定めた「一般廃棄物会計基準」の考え方を参考にし、ごみの収集から最終処分までのごみ処理にかかる費用を「ごみ処理原価」として算出しました。

まず、1年間のごみ処理にかかる費用を「ごみ処理経費」とし「管理費用」と「作業部門費用」に分けて算出します。

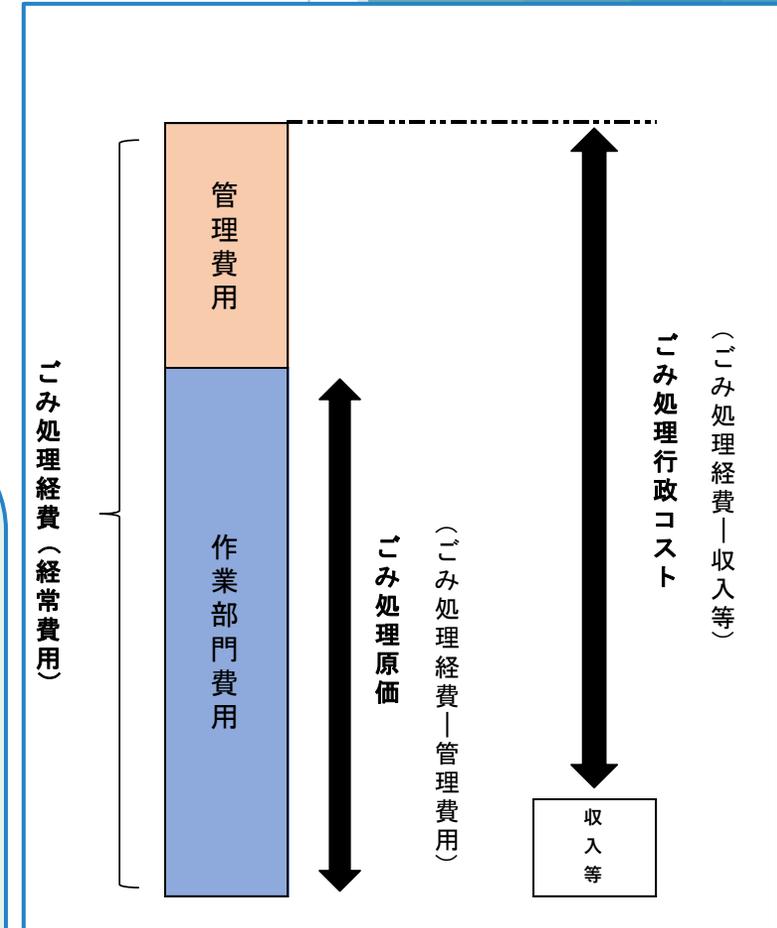
なお、「ごみ処理経費」から「収入等」を引いたものを「ごみ処理コスト」としています。

### ごみ処理経費（経常費用）

作業部門費用	
収集運搬費	ステーションから処理施設へ運ぶ経費
中間処理費	ごみを焼却したり、資源化するための経費
最終処分費	資源化できない処理残渣の埋立処分経費



管理費用	啓発事業等の管理経費
------	------------



# ごみ処理経費の推移（I）

項目	R1	R2	R3	R4	R5	
合計（億円）	15.2	15.3	15.1	15.6	15.5	
（内訳）	収集運搬費	7.8	7.8	7.8	8.2	7.9
	中間処理費	6.0	6.0	5.8	6.0	6.1
	最終処分費	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	管理費	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
（参考）搬出量（トン）	39,178	39,577	38,290	38,083	37,094	
（参考）人口（人）	116,203	115,603	114,560	113,816	113,791	

## ごみ処理経費の推移（Ⅱ）

項目	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
1人あたりのコスト(円)	11,147	11,430	11,318	11,697	11,817
1kgあたり 家庭系ごみ処理原価(円)	46.1	44.7	46.5	49.0	50.6
1kgあたり 事業系ごみ処理原価(円)	16.6	16.4	16.4	16.9	17.9
(参考) 人口(人)	116,203	115,603	114,560	113,816	113,791

※1kgあたり処理原価とは、ごみ処理原価をそれぞれのごみの排出量で除したものです。  
事業系ごみの処理原価には、収集運搬経費がないため、低くなっています。

## ごみ処理経費の推移（Ⅲ）

項目	R1	R2	R3	R4	R5
1 k gあたり 燃やせるごみの処理原価(円)	36.5	36.0	36.8	38.5	38.8
1 k gあたり リサイクルの処理原価(円)	35.4	35.5	36.3	37.4	39.8

※1 k gあたり処理原価とは、燃やせるごみとリサイクルそれぞれに係る経費をそれぞれの排出量で除したものです。

# ごみ処理経費の現状と課題

## 【現状】

- ・ごみ処理経費は15億円と横ばい
- ・人口が減少し、一人当たりのコストが上昇
- ・家庭系ごみ処理原価は5年前と比べ9.8%上昇
- ・令和5年度に燃やせるごみの処理原価とリサイクルの処理原価が逆転
- ・物価高の影響を受けたごみ処理委託料等の増加

## 【課題】

- ・既存のごみ処理施設への負担及び二酸化炭素の排出量抑制のため、引き続きごみの減量化を進める必要がある。
- ・収集運搬費など物価の上昇の影響を受ける経費の増加について、今後の物価変動を注視し対応を進める必要がある。

# **(1) 防府市の廃棄物処理に関する費用について**

## **1-2 ごみ処理手数料について**

# ごみ処理手数料負担の目的 及び期待する効果

- 1 排出抑制や再生利用の推進**  
費用負担を軽減しようとするインセンティブ(動機付け)が生まれ、排出量の抑制が期待
- 2 公平性の確保**  
排出量に応じて手数料を徴収することで、より費用負担の公平性を確保
- 3 住民や事業者の意識改革**  
排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することでの、意識改革を期待
- 4 その他の効果**  
排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量され、環境負荷及び将来的な収集運搬費用や処理費用の低減などが期待

# ごみ処理手数料の一覧

種別	区分	単位	料金	改定年	
家庭系廃棄物	可燃ごみとして市が定期的に収集、運搬し、焼却処理する場合	指定袋(特大) 一袋につき	13円	改定無 (平成13年1月)	
		指定袋(大) 一袋につき	12円		
		指定袋(小) 一袋につき	9円		
	臨時の申込により市が収集、運搬する場合	100キログラムまで	2,600円	令和元年10月	
100キログラムを超える部分について10キログラムを増すまでごとに		260円			
事業系一般廃棄物	申込により市が定期的に収集、運搬し、焼却処理する場合	45リットル以下の袋1袋につき 月額	1,600円	平成19年4月	
	事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が自ら市の処理施設に搬入する場合	(1)可燃ごみ処理施設に搬入するもの	100キログラム又はその端数ごと	570円	令和元年10月
		(2)リサイクル施設に搬入するもの	20キログラム又はその端数ごと	220円	
		(3)一般廃棄部最終処分場に搬入するもの	100キログラム又はその端数ごと	870円	
犬、猫等の動物の死体	申込により市が収集、運搬する場合	1体につき	1,800円	平成19年4月	
特定家庭用機器廃棄物	臨時の申込みにより市が収集し、再商品化法第17条に規定する指定取引場所(以下「指定取引場所」という。)に運搬する場合	1台につき	2,400円	令和元年10月	
	排出する者(排出する者から運搬の委託を受けた者を含む。)が自ら市の保管施設に搬入し、市が指定取引場所に運搬する場合	1台につき	1,400円	改定無 (平成13年4月)	

# 指定ごみ袋制度について

- ▶ 指定ごみ袋制度とは、家庭ごみを排出する際に使用のごみ袋の規格（大きさ、色、形など）を市が定め、その袋を使って市民に家庭ごみを排出してもらう制度です。本市では、平成13年1月から指定ごみ袋制度を導入し、指定ごみ袋製作にかかる実費程度を負担していただいています。

年度	歳出		歳入
令和5年度	81,409	>	80,563
令和4年度	102,578	>	81,750
令和3年度	68,082	<	80,185
令和2年度	75,411	<	78,348
令和元年度	80,489	<	81,778

単位：千円



# 他市の手数料水準【指定ごみ袋】（参考）

市名	指定袋代金（1枚あたり）			1リットル当たりの料金
	大	中	小	
萩市	50円 45ℓ	30円 25ℓ		1.11～1.22円
岩国市	30円 45ℓ	25円 30ℓ	15円 20ℓ	0.67円～0.83円
下関市	30円 45ℓ	20円 30ℓ	12円 18ℓ	0.67円
柳井市	30円 45ℓ	20円 35ℓ	10円 20ℓ	0.5円～0.67円
美祢市	25円 50ℓ	15円 30ℓ	10円 20ℓ	0.5円
山口市	18円 45ℓ	12円 30ℓ	8円 20ℓ	0.4円
防府市	13円 45ℓ	12円 28ℓ	9円 18ℓ	0.29円～0.5円
山陽小野田市	袋代+5円 45ℓ	袋代+4円 35ℓ	袋代+2円 15ℓ	袋代は自由価格

※手数料条例により手数料を定めている市を抜粋。

※手数料の算出根拠は市町村によって異なります。

# 他市の手数料水準【事業系廃棄物】（参考）

市名	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	埋立ごみ
柳井市	18,000円/ t	1,020円/ t	無料	1,020円/ t
萩市	17,000円/ t	17,000円/ t	17,000円/ t	17,000円/ t
長門市	17,000円/ t	4,400円/ t	4,400円/ t	4,400円/ t
下松市	15,400円/ t	15,700円/ t	無料	15,700円/ t
光市	15,400円/ t	15,700円/ t	無料	15,700円/ t
周南市	15,400円/ t	5,196円/ t	5,196円/ t	5,196円/ t
岩国市	15,000円/ t	15,000円/ t	15,000円/ t	15,000円/ t
宇部市	14,300円/ t	14,300円/ t	3,850円/ t	7,150円/ t
美祢市	12,000円/ t	12,000円/ t	12,000円/ t	12,000円/ t
山陽小野田市	11,000円/ t	11,000円/ t	11,000円/ t	11,000円/ t
山口市	9,900円/ t	15,100円/ t	無料	搬入不可
防府市	5,700円/ t	11,000円/ t	無料	8,900円/ t
下関市	5,200円/ t	5,200円/ t	5,200円/ t	5,200円/ t

※手数料の算出根拠は市町村によって異なります。

## (2) プラスチック資源一括回収の実証事業について

# プラスチック資源一括回収事業について

## ○背景

マイクロプラスチックによる海洋汚染や地球温暖化による気候変動など、廃棄されたプラスチックが地球環境にもたらす影響が世界的に問題視されており、そうした地球規模の環境問題は、全世界で解決に向けて早期に取り組んでいく必要がある。

## ○国の方針

プラスチック資源の循環を推進するため、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

## ○市の役割

家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の収集、再商品化  
その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に  
必要な措置を講じるよう努めなければならないとされた。

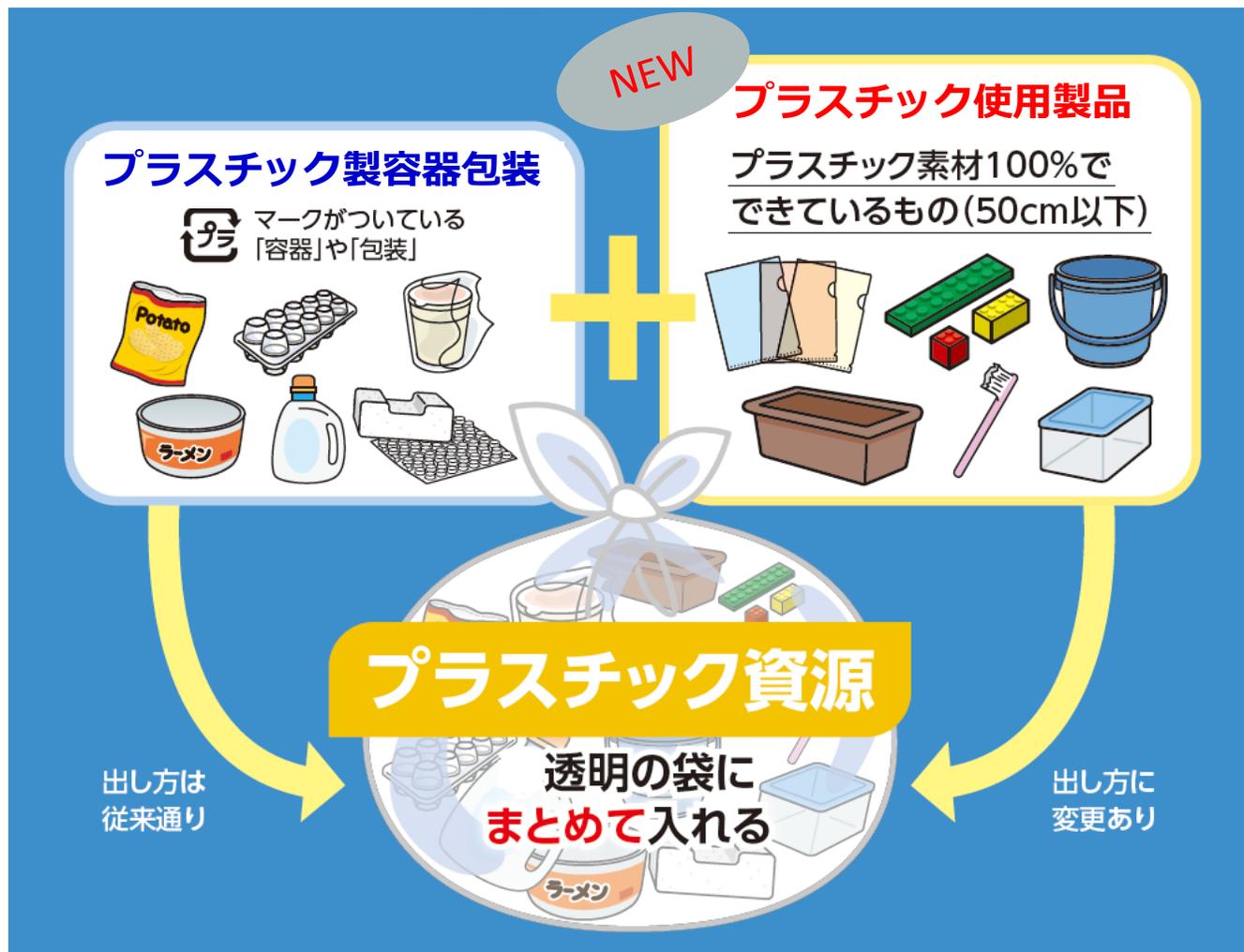


## ○本市の方針

より一層のごみの減量・資源の循環利用を図るため、従来のプラスチック製容器包装に、プラスチック使用製品を加えたプラスチック資源の一括回収・再商品化を開始する。

# プラスチック資源一括回収事業について

○一括回収・再商品化できるプラスチック類



# プラスチック資源一括回収事業について

## ○課題【施設改修】

### ①新たに回収するプラスチック製品の材質（硬質プラスチック）への対応



#### 破袋機の更新

※破袋機とは、回収した資源物の入った袋を裂く設備。



### ②リチウムイオン電池による火災対策

- ・リチウムイオン電池内蔵製品の混入対策
- ・リチウムイオン電池内蔵製品が混入し、火災が発生した場合の火災対策

※リチウムイオン電池・・・衝撃を与えると発火燃焼  
⇒リチウムイオン電池使用製品による火災が、全国のごみ処理場で問題化

【使用例】

電子タバコ、モバイルバッテリー、コードレス掃除機、ゲーム機等

#### <具体的な対策>

- ・磁選機付きコンベアの設置…リチウムイオン電池を除去（混入対策）
- ・施設内への新たな消火設備の設置（火災対策）

# プラスチック資源一括回収事業について

## ○事業開始までのスケジュール

年度	年月	事業内容
令和6年度	令和7年1月～3月	実証事業地区の選定
令和7年度	令和7年4月～6月	実証事業地区住民周知
	令和7年7月	実証事業
	令和7年9月	施設改修工事開始
令和8年度	令和8年4月～令和9年2月	住民周知
	令和9年2月	施設改修工事完了
	令和9年3月	プラスチック資源一括回収の開始



# プラスチック資源一括回収の実証事業について

## 1. 概要

令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。同法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集や再商品化に努めることとされており、より一層のごみの減量化等を図るため、令和8年度末からプラスチック資源の一括回収・再商品化を開始する予定です。

そこで、本市では、市民の出しやすさや効率的な回収・再資源化の仕組みを検討し、今後のプラスチック資源一括回収の取組みに活かすため、実証事業を実施することとします。

## 2. 実施内容

- (1) 期間 令和7年7月から1か月間
- (2) 対象地域 未定（1,000世帯程度の自治会）
- (3) 収集品目 以下の要件を満たす製品プラスチック
  - ・プラスチック素材だけのもの（金属等含む複合製品は不可）
  - ・容量が45ℓ以下の無色透明な袋に入る大きさで、1辺が50cm、厚さ5mm以内のもの
- (4) 実施方法
  - ア. 無色透明な45ℓ以下の袋に、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒に入れて、地域で決められたプラスチック製容器包装の収集日にごみステーションへ搬出していただき、市が収集車で回収し、クリーンセンターのリサイクル施設へ持ち込む。
  - イ. リサイクル施設において、回収した内容物や重量等を調査したうえで、選別・ベール化・保管までの処理を行う。
  - ウ. ベール品を再商品化事業者へ引き渡し、品質検査を行う。
  - エ. 品質検査結果を容器包装リサイクル協会に提出し、令和8年度の再商品化を申請する。



ベール品

### 3. 検証内容

- ①製品プラスチックの排出量や組成把握
- ②実証前後の排出量の比較
- ③リチウムイオン電池や複合製品などの不適合物の混入状況
- ④リサイクル施設の設備の対応能力や効率的な作業体制

### 4. 対象地域への周知等

市から対象地域の住民の皆さまに、説明会の開催及びチラシの配布等を行い、本事業への協力を依頼する。その際、45世帯の透明袋5枚ずつ（全世帯に5枚ずつ）配布する。